公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１００号
北海道滝川市明神町３丁目４番15号
債務者　上田美恵子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
北海道北見市北８条西１丁目１番地　コーポラス中央65号
債務者　工藤　　一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
盛岡市西青山２丁目17番38号
債務者　窪田　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９２号
盛岡市馬場町４番33―301号
債務者　福澤みどり
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９６号
盛岡市津志田南２丁目11番28号　エメラルドメゾンＡ205号、旧住所岩手県釜石市鵜住居町第15地割63番地２
債務者　黒澤さやか
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1207番地６
債務者　三浦　　敏
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９６号
山形県東田川郡庄内町余目字矢口85番地９
債務者　小林けい子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３６８号
群馬県高崎市元島名町363番地１
債務者　須田　　武
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７５号
群馬県高崎市井野町848番地　内田アパート
債務者　佐々木千賀子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７６号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住77棟104号
債務者　永瀬由香里（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５３１号
さいたま市浦和区木崎１丁目１番36―402号
債務者　前井　正人
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０５号
さいたま市岩槻区城南５丁目２番８―101号
債務者　松岡　　寛
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３０号
さいたま市岩槻区西原台２丁目４番34号
債務者　阿部かよ子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５６号
さいたま市桜区田島６丁目３番９号409
債務者　松井　壽雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２８号
さいたま市見沼区大和田町１丁目525番地５
債務者　星　　正
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８７号
埼玉県川口市北園町15番12号　サニーハイツ北園103号
債務者　大場久美子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９０号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―１―308、旧住所さいたま市大宮区吉敷町３丁目65番地３　小林マンション203号
債務者　比嘉壽美子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係